

## 第35回臨時大会開催!

4.12 ホテルイースト21

### 以下の点が承認される!

#### ■ 制裁審査委員会の設置について

1. 中央執行委員長 吉川 英一君の制裁審査委員会の設置  
採決 \*出席代議員の挙手 反対96名 賛成137名 棄権2名 無効0名
2. 中央執行副委員長、東京地本執行委員長 宮澤 和広君の制裁審査委員会の設置  
採決 \*出席代議員の挙手 反対95名 賛成137名 棄権3名 無効0名
3. 中央執行委員12名の制裁審査委員会の設置  
採決 \*出席代議員の挙手 反対96名 賛成136名 棄権2名 無効1名

#### ■ 運動方針に対する修正動議

##### 内容 III 具体的な取り組み

3. 不当労働行為については、12地本の統一闘争へと高めていくために、職場のたたかいを基礎に、団体交渉を精力的に行う。そのために各労働委員会への不当労働行為救済申し立てについては、一旦取り下げる

採決 \*出席代議員の挙手 反対96名 賛成135名 棄権0名 無効2名

#### ■ 脱退に伴うJR東労組規約の改正についての動議

内容 規約第38条2項「地方区選出の中央委員は、各地方本部の基礎数を3名とし、組合員数700名につき1名を加え、端数は350名につき1名を加える」

採決 \*出席代議員の直接無記名投票 反対92票 賛成138票 棄権2票 無効1票

■ 運動方針	反対90名	賛成140名	棄権5名	無効0名
■ スローガン	反対83名	賛成144名	棄権7名	無効1名
■ 大会宣言	反対91名	賛成139名	棄権5名	無効0名

第35回臨時大会では、東京地本から3名が発言しました。質疑では、山中業務部長が、JR東労組規約第26条にある中央執行委員会の定数を満たしていないことから、中央執行委員会決定は無効であること。また、規約第39条を踏まえて臨時大会の代議員資格を失っていることは事実であることから、本部への考え方および見解を求める発言を行いました。

運動方針に対する修正動議では、「不当労働行為救済申し立ての一旦取り下げ」に反対の立場で七島執行委員長代理が、会社による脱退強要によって職場は萎縮し疑心暗鬼の状態になっていること。この間労使関係を壊してきたのは会社であり、不当労働行為の事実は職場で苦勞し命懸けで見つけたものであり、今こそ経営側の本質と狙いを見抜き、JR東労組の旗の下に総団結することを訴えてきました。

そして、制裁審査委員会の設置の審議では、東京地本宮澤執行委員長の制裁審査委員会の設置について、反対の立場で阿部書記長が、臨時第12回中央執行委員会での事前に一切の話がされず、冒頭にいきなり制裁理由の文書も示されず口頭で提起され強行採決された物事の進め方と決め方に問題があるということ。また、制裁理由の3点が事実から大きくかけ離れ、その確認と検証が行われていないことから制裁審査請求の根拠が破綻しており無効であるため、反対であると発言しました。なお、採決では上記の通り、賛成多数で可決されました。

東京地本は事実経過や見解については、今後も堂々と主張していきます!